平成30年度公害等調整委員会 政策評価懇談会

日時:平成31年3月28日(木)10:00~12:00

場所:中央合同庁舎第4号館共用第2特別会議室

【川淵事務局長】 それでは、まだ先生お一人お見えになっていませんが、定刻を過ぎておりますので、ただいまから平成30年度公害等調整委員会政策評価懇談会を始めます。

開催に当たりまして、御出席いただいております有識者の皆様方の御紹介をいたします。 駒澤大学法学部教授の内海麻利様。

【内海構成員】 駒澤大学の内海でございます。今回初めての参加となります。よろしく お願いいたします。

【川淵事務局長】 上智大学法科大学院教授の北村喜宣様でございます。

【北村構成員】 おはようございます。北村でございます。

【川淵事務局長】 関西大学総合情報学部教授の名取良太様でございます。

【名取構成員】 名取です。遅くなりまして申し訳ございません。よろしくお願いいたします。

【川淵事務局長】 静岡県公害審査会会長の松田康太郎様でございます。

【松田構成員】 松田です。よろしくお願いいたします。

【川淵事務局長】 跡見学園女子大学マネジメント学部教授の丸岡吉人様。

【丸岡構成員】 丸岡です。よろしくお願いいたします。

【川淵事務局長】 日本司法支援センター常務理事の丸島俊介様。

【丸島構成員】 丸島です。よろしくお願いいたします。

【川淵事務局長】 それから、ただいま東京経済大学名誉教授の礒野弥生様、お着きになりました。

【礒野構成員】 どうも遅くなりまして申し訳ございませんでした。

【川淵事務局長】 以上でございます。

松田先生、丸岡先生には今回の懇談会から新たに御参加いただきます。松田先生におかれては県の公害審査会での御知見、丸岡先生におかれては広報の専門家としての御知見をそれぞれお持ちということで、貴重な御意見をいただければ幸いでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

次に、公害等調整委員会の出席者を紹介いたします。

荒井勉委員長でございます。

【荒井委員長】 委員長の荒井でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

【川淵事務局長】 吉村英子委員でございます。

【吉村委員】 吉村です。よろしくお願いします。

【川淵事務局長】 山﨑勉委員でございます。

【山﨑委員】 山﨑です。よろしくお願いします。

【川淵事務局長】 野中智子委員でございます。

【野中委員】 野中です。よろしくお願いいたします。

【川淵事務局長】 松田隆利委員でございます。

【松田委員】 松田でございます。よろしくお願いします。

【川淵事務局長】 また、事務局からは、事務局長を務めます私、川淵のほか、吉牟田事務局次長、城戸総務課長、田口事務局研究官が出席しております。

本日、私、川淵が司会進行を務めます。よろしくお願いいたします。

初めに、荒井委員長から一言挨拶を申し上げます。

【荒井委員長】 おはようございます。委員長の荒井でございます。

本日は皆様、大変お忙しい中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。当 委員会では政策評価懇談会を毎年開催させていただいておりまして、毎回、業務全般につ いて非常に貴重な御意見をいただいております。本年度も有識者の皆様にお越しいただき まして御意見を伺えますことを大変ありがたく、心から感謝申し上げます。

後ほど事務局から資料に基づきまして詳しい説明をさせていただきますけれども、開催 に当たりまして、私からも本年度の事件の動向と当委員会の取組につきまして、ごく概略 を御説明申し上げます。

御存じのとおり、当委員会は公害紛争処理と土地利用調整という二つの業務を柱としております。まず公害紛争処理の業務でございますけれども、本年2月末時点で本年度新規に受け付けました公害紛争事件は21件となっておりまして、5年ぶりに受付件数が20件を超えております。その新規事件を含めました係属事件数は44件、そのうち終結した事件数は14件と、いずれも昨年度よりも多くなっております。近年、都市型・生活環境型の紛争が多いという傾向は現在も続いているわけでございますけれども、今年に入りまして自動車排出ガスによる大気汚染被害に係る大規模な調停事件の申請もされまして、これは報道もされたところでございます。

地方との連携という観点では、公害紛争処理には、地方自治体に寄せられる公害苦情の処理、それから都道府県の公害審査会等で行われる調停による解決、そして当委員会での裁定や調停等による解決という三つの段階がございますが、これらが合理的な役割分担と連携をしながら公害関連紛争の解決機能を全体として高めていきたいと考えているところ

でございまして、そうしたことの周知にも力を入れてきているところでございます。今後とも専門委員の活用、現地での調査や審問の実施、更には職権調停による柔軟な解決など、 当委員会の特色をいかしつつ、引き続き利用者目線に立ちながら、迅速かつ適正な公害紛争の解決に努めてまいりたいと考えております。

続いて、2つ目の業務であります鉱業等に係る土地利用の調整に関する手続でございますが、この業務では、行政過程に対する一定の不服申立てについて、その専門性をいかしつつ、公益的な観点から準司法的な判断を行っております。委員会としましては、引き続き中立、公正に、幅広い視点に立って適正な判断に努めてまいりたいと考えております。

当委員会では近年、公害紛争処理制度及び土地利用調整制度の活用促進のための広報に力を入れておりまして、法曹関係者に向けた講演や自治体、法テラス等への訪問を行ってPRに努めているところでございます。法曹関係者に向けましては、昨年度の本懇談会での御指摘を契機といたしまして、法学系雑誌への寄稿など新たな取組も実施してまいりました。制度を必要とする国民に広く情報提供がなされますよう、今後とも更に広報に取り組み、制度の一層の周知に努めてまいります。

本日の懇談会は、本年度の当委員会の事件動向や業務実績のモニタリングを通じ、より 効果的かつ効率的に業務を遂行していく上でのアドバイスをいただく有意義な機会となる ものと考えております。有識者の皆様には、ぜひとも業務運営の全般について率直で忌憚 のない御意見をいただきますようお願い申し上げまして、私の挨拶とさせていただきます。 どうぞよろしくお願いいたします。

【川淵事務局長】 続きまして、当委員会の業務及び政策評価についての御説明、意見交換に移ります。今年度は、平成31年度までの3年間であります政策評価基本計画期間の2年目となっております。まずは、本懇談会の位置づけにつきまして、城戸総務課長から御説明いたします。

【城戸総務課長】 総務課長をしております城戸と申します。資料1のこちらの資料に基づいて御説明させていただきます。

政策評価法に基づく政策評価の仕組みでございますけれども、まず政策評価の実施主体 でございますが、行政機関は、所管する政策を自ら評価し、その結果を政策に反映させな ければならないと、元々PDCAサイクルを回していくという考え方に立っております。

政策評価の体系につきましては、政府全体で政策評価に関する基本方針を策定・公表する、各行政機関はその方針に基づき、中期的な基本計画と1年ごとの実施計画を策定・公

表するとともに、基本計画とその実施計画に基づき評価を実施し、評価書を作成・公表というプロセスになってございます。

本懇談会の位置づけでございますけれども、政策評価法と基本方針に基づき、当委員会の基本計画におきまして、政策評価実施に当たっての学識経験者の知見の活用ということで皆様方の御意見をお伺いすることとなっております。

次のページへめくっていただきますと、私どものほうの基本計画では、平成29年度からの3年度の中期計画となっております。その中で、今回はその真ん中の平成30年度、2年目となっておりまして、今回、当該時点での実績の測定、翌年度の実施計画、翌年度の事前分析表などの資料に基づきまして御意見等をいただきたいと思っているところでございます。

以上でございます。

【川淵事務局長】 ただいま御説明いたしましたとおり、本日は今年度の業務実績のモニタリングをしていただいた上で、来年度の実施計画について御意見を賜りたいと存じます。 当委員会の業務は、公害紛争処理、それから土地利用調整の2つに大きく分かれております。まずは公害紛争の処理の状況について御説明申し上げた後、意見交換をお願いしたいと思います。

【城戸総務課長】 引き続きまして、資料のほうでございますけれども、この資料2を主に使いまして御説明いたします。これは資料3、こちらのほうが表で、細かい字ですが、 それをわかりやすく説明したものというものでございます。

資料2-1を開いていただけますでしょうか。まず1ページ目でございますけれども、各施策における測定指標の位置づけとなっております。公害紛争処理関係と土地利用調整関係の2つに分かれてございます。公害紛争処理関係では、施策のほうで、1迅速・適正な処理、2広報としてございます。測定指標につきましては、1の迅速・適正な処理の関係では、(1)として相談・受付・係属・終結件数、(2)として事件調査、(3)として裁定事件の平均処理期間、(4)現地期日としております。2の広報につきましては、(1)相談・受付・係属・終結件数、(2)都道府県の受付・係属・終結件数、(3)都道府県から公調委に係属した件数としております。土地利用調整関係につきましては、3鉱区禁止・不服裁定、4意見照会の2つに分けてございまして、3の鉱区禁止・不服裁定関係では、(1)鉱区禁止地域指定請求の平均処理期間、(2)不服裁定事件の受付・係属・終結件数

としております。4の意見照会につきましては、意見照会への回答事案等の受付・係属・

終結件数としておりますのが全体の体系でございます。

次のページでございます。先ほど委員長の挨拶の中でも言及しておりますけれども、平成30年度の公害紛争事件の受付件数及び終結件数でございますが、受付件数は21件、終結件数は14件、係属件数は44件となっております。特徴といたしましては、近年、比較的小規模な都市型・生活環境型の公害紛争事件が多くなってございます。また、騒音事件の係属件数が21件と、全体の44件の係属件数のうち約半数を占めているという状況でございます。。

次のページでございます。事件調査でございます。私ども、事件に関しまして、当事者からの証拠だけでなく、現地のほうに事務局や、あるいは専門委員などが出向いて、関係者からヒアリングをしたり調査をしたりということをしております。こちらに関しては、平成30年度は15事件について、25回の事件調査を実施しております。前年度と同様、専門委員の方の任命や各種調査・測定などを行いまして、因果関係の解明等に努めているところでございます。事件調査の実施回数は前年度とほぼ同様となってございます。

次のページでございます。私ども、裁定事件のほうでは平均処理期間というもので目標を定めてございます。専門的な調査を要しない事件では1年3か月、専門的な調査を要する事件では2年という目標でございます。平成30年度は、専門的な調査を要しない事件に関しては約1年1か月、専門的な調査を要する事件では約1年6か月となっております。

専門的な調査を要しない事件では目標を超えた期間かかっておりまして、下のほうを見ていただきますと、知多市の事件につきまして非常に長くかかっておりました。こちらのほうは、両当事者からの書類提出などのときに期間がかかりまして、長くなっていたものでございます。

次の杉戸町の事件では、自治体の調査が実施されるまでに期間を要し、目標を超えてしまったという状況でございます。

こちらのほうに関しましては、機械的にその件数をとるというものではなく、受付件数の中でも、例えば対象外としているもの、申請不受理となった案件ですとか、管轄の違いで移送したというものや、当事者が死亡して相続関係の問題が発生したりした特殊な事情により事件の終結が遅れたものなどを除いた上で計算しているものでございます。

次のところは現地期日のところでございます。私ども、被害発生地が東京から約100キロメートル以上となっているところに関しましては現地期日の開催を検討しているものでございます。平成30年度は1回現地期日を開催してございます。100キロ以上の事件は、それ

以外に3件ございましたが、いずれも書証から事実関係が明らかといった事情などがありまして、現地の期日の必要性が特段なかったもので開催せず、結果として、高知市の1件のみ現地期日を開催ということになってございます。ただ、遠隔地の当事者とも緊密な連絡を取るために、電話会議システムを用いた進行協議など、利便性を考えながら行っているところでございます。

次のページに移らせていただきます。全体の私どものほうの相談件数の内訳でございます。公調委の公害相談ダイヤルへの認知経路というものを見ますと、大体、地方公共団体、市区町村、都道府県などからの紹介が4割という内訳になっております。また、インターネット、私どものホームページなどを見てということが2割ということになっております。私どものほうでは、そういった地方自治体絡み、それから国民に直接向けて、あるいは法曹関係者のチャンネルを使ってということで広報、周知関係の体制を整備して進めているところでございます。

次のページで、具体的に地方連携の関係のところを御説明いたします。都道府県のほうで各市区町村の公害苦情相談の担当者を集めての研修会などをやっておりまして、そういったものの取組に関して支援しております。私どもの事務局の職員あるいは公害苦情アドバイザーなどを派遣いたしまして、そこで実際の取組のノウハウの提供、それから私どもの公害紛争処理制度全体の説明などを行っているところでございます。平成30年度はそういったものを8府県開催しております。その他にも地方自治体を回って、色々な説明を行うということも行っております。平成30年度は、首都圏では3市区、それから首都圏以外では15県市、6行政相談センターを回って、周知、支援等に努めているところでございます。

次に、一般の国民向けの広報でございます。2月に全国放送のラジオ番組のほうに私、 出演いたしまして、30分の番組ですけれども、私どもの公害紛争処理制度に関してわかり やすく説明したつもりでございます。それから、インターネットのテキスト広告も秋に行っているところでございます。また、年2回私ども記者発表しております年次報告と公害 苦情調査でございますけれども、こちらのほうに関しましては、環境省の記者クラブのほうで今回行っているところでございます。やはり環境分野に関心が高いメディアが集まっておりますので、業界新聞への記事掲載とか業界誌からの取材申込みなどがあり、関心を 集めているところでございます。

次のページでございますけれども、今度は法曹関係者のチャネルでございます。平成30

年度は新たな取組といたしまして、東京地裁のほうで私どもの委員長が原因裁定嘱託についての講演を行いまして、その講演録を裁判所の職員用のポータルサイトに掲載していただいて、各関係者に見ていただいたというものでございます。また、弁護士向けの雑誌『自由と正義』というものがございまして、この3月号に野中委員に寄稿していただきまして、公害紛争処理制度の概要、利点に関して広報していただいております。こちらのほうは参考6につけているところでございます。また、弁護士会、裁判所、法テラス等訪問いたしまして、法曹関係者等を対象にこういった制度や取組に関して講演を行っているところでございます。

続きまして、10ページ目、都道府県公害審査会等の受付・係属・終結件数でございます。 平成30年度2月末現在で、受付件数は34件、係属71件、終結37件となっておりまして、前年度よりやや件数は減少の傾向、これは確定ではありませんので、また3月、若干増えるとは思うのですけれども、そういったことになっているところでございます。

続きまして、都道府県公害審査会等を経て公調委に係属した事件でございます。平成30 年度は新規受付でそういったものが5件来ているところでございまして、係属件数として は合計で11件ということで、前年度よりも増えているところでございます。

次のページで、全体の公害紛争処理に関しまして、全体で最近の動きとしてまとめたものでございます。先ほど説明しましたように、2月末時点で当委員会では21件新規受付件数が挙がっておりまして、今月も幾つかまた来ております。過去5年で最多となる見込みでございます。ただ、申請不受理となる事件が複数ありましたし、主張立証が不十分で大幅な補正や釈明を要する事件などが少し目立っているところでございます。また、前年度に引き続き、都市型・生活環境型の公害紛争の割合が多くございます。他方、申請人の数が90名以上の大規模な調停事件、この下に書いてございますけれども、自動車排出ガスによる大気汚染被害調停申請事件、こういったものも受け付けているところでございます。

公害紛争処理の資料2に関しては以上でございます。

また、資料4-1でございますけれども、こちらのほうに公調委の事後評価実施計画がございます。こちらのほうは平成31年4月からの1年間でございますけれども、次のページの資料4-2のところに、公害紛争の処理として来年度のものを掲げさせていただいております。今御説明しました1年目と大体同様の項目のところで、(1)公正かつ中立な立場から公害紛争事件の迅速かつ適正な処理を図る(2)国民の安全・安心に資するため、公害紛争処理制度の利用の促進等を図るというふうに、その次のページの真ん中ぐらいま

で公害紛争処理の項目を掲げているところでございます。

【川淵事務局長】 以上、公害紛争処理関係について御説明いたしました。意見交換ということに入りたいと思います。どなたからでも結構でございますので、ただいまの説明への御意見あるいは事務局への御質問等ありましたら、御自由に御発言いただければと存じます。

【名取構成員】 よろしいですか。全体としては大きな変化がないといいますか、件数については、一時非常に増え、かなり多くの件数がたまっていたのですが、それが一度減ったうえで、増えてきている状態なので、健全かと思います。 1 点大きな変化があったなと思ったのが、ページでいうと6ページ目ですか。相談件数がかなり目立って減少している点です。これが30年度の特徴の一つかと思います。それとともに、市区町村、都道府県からのチャンネルという部分もちょっと、10%程度、割合で見ても減少しているところが目立ちました。最初として、この点についてどんなふうに御理解というか、分析をされているかをお聞かせください。

【川淵事務局長】 数的なところ、これは第3・四半期までということなので、4分の3 見合いということにはなるのですけれども、その時点で必ずしも我々も分析できているわけではありませんが、地方自治体との連携の場合、公害紛争処理のシステムは、国への申請と、それから都道府県への申請と、それから都道府県、市町村への公害苦情相談という全体の仕組みになっていますので、いきなり公調委に、特に小規模な紛争を持ってきても、当事者にとって利便な解決ということには必ずしもならない場合も多くありますので、私どもからは仕組み全体をこういうふうになっていますよというお話を特に広報の中では強調して行っているところではあります。

あと、私がこれを見て思ったのは、割合としてはインターネットを経由して相談に来ているという割合が増えたりしておりますので、そういう意味では、皆さんどういうふうに情報にアクセスするかという世の中の傾向にはそういったところ、合致したところがあるのではないかな、そういう感じもしております。年度が終わったところでまた集計して、どういう感じになっているのか、もしちょっとうまく動いていないなというところがあれば、そこは検証してみなきゃいかんかなという感じがしております。

【名取構成員】 昨年のこの懇談会の時も、やみくもに相談件数が増えるのはやはりしん どいという話がありました。なんでもかんでも相談されることは回避したいというのは当 然のことです。そして、相談件数が減少しているという事実は、非常に精査された上で相 談がなされているという事、つまり適正内容の相談がなされていると理解しているという ことをおっしゃっているのかと思います。しかし、その間をつなぐというのかな。本当に やみくもな相談が減ったのか、それともそうじゃないのかというのが、説明いただく中で 毎年わからない部分でございまして。こういう取組をしたから、適正な内容の相談が適正 な数あがってきているのだというような説明があると非常にわかりやすいかなと思います。 毎年、ただ数がこう変動していますという説明をいただくのですが、何か取組との絡みを 少し御説明いただけると非常にわかりやすいかなと思います。昨年も実は相談件数につい ては少し議論しておりまして、例えばインターネットから来る際に、もうちょっとユーザ ーからするとわかりやすくしてはどうかとコメントしたと思います。本当に自分が抱えて いる案件が、これはここに頼んでいいのかな、やはりちょっと不安になると思います。特 に中央省庁のウエブサイトですから、一般の市民からするとハードル高く感じるところが ございます。そうすると、本当に自分の不安というものを政府に、政府というか、公調委 に持っていっていいのかなというのを少し軽減させるような、先ほどその後の色々な取組 の御紹介がありましたが、そういったところを少し軽減させるような取組があったことで 例えばインターネットが増えたとか、そういったことが少し御説明の中で入ってくるとち ょっとわかりやすいかなとはいつも思っております。分析としては承知いたしました。

【城戸総務課長】 今のお話に関して、数的な、数量的なものではないのですけれども、私ども、現場のほうとか、あるいは地方のほうを具体的に回っている実感といたしましては、私どもの公害紛争処理制度—これは公害苦情相談、それから各都道府県での公害審査会、それから私どもの委員会の役割分担—に関して、関係者のところには段々知られてくるようになったかなと思っております。私どものほうに来ている件数のところでも、これは例えば公害苦情相談のところでもう少し色々できたのではないかというものなどもあったり、先ほど説明の中でも若干申しましたけれども、これは地方の担当だからと移送するような、そのような案件もございます。そういったところはやはり公害苦情相談の現場のところや各地方の都道府県の公害審査会の事務局とか、そういったところで適正な案内を有機的にやっていただけますと、電話回線一つの私どもの公害相談ダイヤルだけで案内するのに比べまして、各地方がある意味ネットワークになっておりますので、そこで、様々な相談のところで私どもの機能も含めてうまく御案内していただくということでトータル、情報関係がうまく伝達されるのかな、そういったところを目指しておりまして、数量的に

ちょっとそこのところの裏付けはないのですが、体感的には徐々にそういったところは浸透してきているのかなと、地方などを回って感じているところでございます。

【丸島構成員】 今の相談窓口のお話との関係では、私ども日本司法支援センターは、通 称、法テラスといいますが、全国の108の事務所と仙台にあるコールセンターで広く情報提 供や相談の窓口を設けるなどして、総合法律支援の活動に取り組んでおりますが、法的な 問題の解決に役立つ制度や適切な相談機関などに関する市民からの問合せ件数は、年間、 コールセンターで30万件以上、各地の事務所で約20万件、合わせて50万件以上ございます。 この中で公害・環境問題関連の問合せがどれぐらいあるのかといいますと、正確な数では ないかもしれませんが、確認いたしましたところ、昨年度が1,510件、本年度は、3月の途 中まででありますが、1,650件余りということで、すでに昨年比150件ぐらいの増加となっ ております。内訳を見ますと、公調委の事件と同様に、圧倒的に多くの案件が悪臭・騒音・ 振動という分野でありまして、昨年は1,510件のうち1,160件ぐらい、今年は1,650件余のう ち1,210件と多数にのぼっております。そのほかの分類では、ごみ・廃棄物であるとか、土 壌汚染、地盤沈下、大気汚染、日照、風害、電波障害などがあるのですが、悪臭・騒音・ 振動が圧倒的な割合を占めているということであります。法テラスから紹介する相談機関 や紛争解決機関には、もちろん公調委も含まれておりますが、紛争性のある案件の多くは 弁護士や司法書士の相談を紹介しておりまして、その先、相談で終わっているか、受任さ れ何らかの手続きに至っているのかは必ずしもよくわかりません。 しかし、法曹に対する 広報を今年もやっていただいているということですので、この1,000件以上の案件の中の 相当部分は弁護士や司法書士の相談に回っているのだろうなと思っております。そうした 点も含めて、引き続き関係機関との連携により、必要な案件に対して必要な支援を提供し ていくということは大変重要なことであろうと思います。法テラスでは、現在、関係機関 と連携・協働する活動に非常に力を入れているところでありまして、それぞれの地方事務 所では、福祉職を含む職員や弁護士らが、情報提供業務や関係機関とのネットワーク作り に一生懸命励んでおります。今後とも、公害・環境問題に対する対応についても、このよ うな連携、協力の関係を築いていければよいなと思っております。以上、私ども法テラス の活動の報告もあわせて、公害・環境案件の御報告をさせていただきました。

【松田構成員】 静岡の松田と申します。私、地方で弁護士をしておりますので、その観点から申し上げたいと思います。大規模公害は国の施策等によって大幅に減少したというのは、これはもう間違いがないことで、更に近年はリーマン・ショック後、工場などが海

外に進出したとか、用途地域を厳格に運用するとか、そういったこともありますので公害 問題が減ってきたのだろうと思います。これは国の施策として色々と努力した上で減って きているので、このこと自体はいいことだろうと思っております。私は、静岡県藤枝市の 出身で、地元で法律相談を担当しております。担当している事件の内容としては、借金と か登記とか税務の相談は別の枠組みですので、それ以外となりますが、相隣関係というか 近所関係のトラブル、それから離婚関係、それから相続関係、相談内容としてはこういっ たものが主になります。御近所関係のトラブルとしては、境界の問題ですね。それから、 嫌がらせを含めた騒音とかの問題があって、相変わらず騒音、振動等の問題については市 役所レベルの相談の中では大きな割合を占めているというのが実感です。そういうところ で上がってきたときに、私もそれが本当に公害かどうかというのがわからないものですか ら、私も公害審査会の委員をやっておりますけれども、そこに就任する前から存在は知っ ていたものですから、よく「そちらに相談してはどうですか」というようなアドバイスは しておりました。今色々な説明を聞く中で、アクセスする材料としては、インターネット を使ったものが今後また増えていくだろうとは思いますけれども、やはり困った方の一番 の窓口というのは市町村というのが基本だろうなと思っております。市町村は、難しい事 件をどうするかというと、県に相談することが多いと思います。県のほうが困ったら国の ほうに相談することが多いということで、このネットワーク作りによって、本当に困って いる方々の事案についてこの制度が活用されていくのかなと思っております。

もう一つは、私、弁護士としての立場で言うと、相談を受けたときに、これが本当に誰に対してどういう責任に基づいてどういうことが言えるのかというところをまず考えなければいけないというのがあります。裁判所からの原因裁定嘱託の中で解決するというのも1つですけれども、弁護士としても、技術的によくわからない中で、これをどうやって裁判上の問題にするのかとか、そういうことを悩むことが多いのですけれども、原因裁定など利用してやるというのも1つあるのかなと思っております。そういう意味でいうと、弁護士会とか法テラスも回っていらっしゃるということですけれども、弁護士会にも少し回っていただいて、この委員会がどういったことができるのか、どういったことができないのかというところをはっきり教えていただければ、弁護士としても活用しやすいのではないかなと思っております。

【川淵事務局長】 今までいただいた御意見に対して直接の答えになるかどうかわかりませんが、公害紛争処理の仕組み、国、都道府県、市区町村と一体となって取り組むことが

大事ですので、特に、多くの場合、苦情の窓口となる市区町村に対しては、ところによっ ては、苦情を受けたときに、自治体が出ていくような話なのだろうかということでちょっ と引き気味になったりするような自治体もどうもあるようでございます。市民が困ってい る状況なので、とにかく話を聞くなり、あるいは実情を調べるなりして、できるだけ行政 として解決の努力をしていただくようにと思っています。また、担当職員が仕組みの理解 とか、あるいはそのスキルなどについても適切に理解し、向上していただくようなことが 必要かと思っています。それで、私どももブロック単位では毎年回って、特に都道府県の 担当者あるいは大きな市の担当者を中心に色々な研修的なことをやっているのですけれど も、小さな市町村まではなかなか直接は手が回りません。ただ、都道府県単位でそういう 取組を県が中心にやっていただくと非常に効果的なので、そういう取組を我々として推奨 したり、あるいはそういう取組をするに当たって、私ども、あるいは私どもが委嘱してお りますアドバイザー、これは自治体のベテランの職員あるいはOBの方に委嘱しているの ですけれども、そういった方の協力を得て、連携あるいは指導するということをやってお ります。資料2-1の7ページにそこの努力の一端を書いておりまして、府県の研修会に どれぐらい私どものほうが行っているかというのを。最近は、こういうのをやるといいで すよ、それから私どもも協力しますよということで段々、2県、4府県、8府県と増えて いますけれども、これはそういった取組をしていますよということでございます。そうい ったことなども含めて、全体として国民、市民の方からの声を適切に受けとめて、簡便に 解決できるものはできるだけそういうふうにする。ただ、そこでなかなか、色々なことが 錯綜していてうまくいかないときは都道府県の場を活用していただく。あるいは、どうし ても、どっちに責任があるかを何とか判断してほしいなんていうときは公調委を利用して くださいということで御案内はしているということで、そういった全体としてうまくいく ような形をこれからも更に推し進めていきたいとは思っております。

【荒井委員長】 今日は色々と貴重なお話を伺えてありがたいなと思っております。法テラスの丸島委員からは数字的なこともお伺いできましたし、静岡の状況ということも御紹介いただいて、ありがたいなと思っているところであります。今説明がありましたように、公害紛争処理については、一番窓口である市町村の相談のところから県の公害審査会の調停の手続、そして中央委員会である当委員会での裁定、調停と、これの連携ということが必要だということで、今説明ありましたように、そこはかなり、徐々にではありますけれども、認知されつつあるのかなと思っているところではありますが、ここで事件を受けて

いる、数字的なものではなくて、印象的なもので今感じていることを少し申し上げますと、事件類型としては、先ほどもありましたように騒音、振動、悪臭といったところがやはり多くて、近隣紛争的なものが多い。こういうものについては、先ほど松田構成員も言われましたけれども、公害と言えるのかなというところを感じてはいるところです。相当範囲性という形で、相当範囲に及ぶものが公害ということで、うちの手続にのるということにはなっていますが、現状としてはそこはあまり厳格には言わずに扱っているという状況、ある程度緩やかに相当範囲性を捉えていこうということでやっております。

それと、本人申請の事案が非常に多いです。これはやはり、制度自体よくわからないで申請されてきていますので、なかなか手続にのせるのに苦労しているというのが実情であります。おそらくそれはインターネットとかでこういうところがあるのだということを知って申請してくるのだろうなということを感じておりまして、少々中身の重い事件については、これは弁護士さんに頼んだほうがいいですよということはよく申し上げるのですけれども、なかなかそうならずに、本人申請のままでずっと続けられて、苦慮しているところが多いということがあるかと思います。

それと、先ほど原因裁定についてもうちょっと活用をというお話がありましたけれども、 ここ1、2年の状況はかなり原因裁定の申請が増えてきている。これは色々な広報が徐々 に効いてきているのかなと感じているところで、更に今日のお話も含めて周知を図ってい きたいなと思っているところでございます。

【内海構成員】 よろしいですか。先ほどからのお話とは少し違うのですけれども、公害事案の土地の観点から少し質問、御意見を述べさせていただきたいと思います。この事案の傾向とか因果関係、あるいは広報をどのようにしていくかということを考えた場合に、おそらく件数とか規模だけではなくて、地域性というのも非常に重要なのではないかと考えます。そのときに、件数、規模については分析をなさっているのですが、地域性という意味では小規模な都市型という形で分類されていらっしゃいます。この小規模な都市型というのをどのような定義で示していらっしゃいますか。都市型といっても一つの自治体だけではくくり切れないように思います。まずは小規模都市型というのはどういう定義でなさっていて、さらに、どのような地域性を踏まえた分析をされていらっしゃるのかというようなところをまずは御質問させていただければと思います。

【城戸総務課長】 そこのところに関しましては、まず都市型・生活環境型のところは、 私ども、定義ということに関しては実は今年度も中で色々議論はしたのですが、定義とい う形を決めるのがなかなか難しいという感じになっておりまして、ここで私どもが言っていますのは、申請人が5人以下のものを大体小規模のところで、そういうものに関しましては都市などに多い相隣関係の、先ほど松田構成員がおっしゃられたような、そういうところでの騒音とか、そういうトラブルが多くございます。騒音などの問題も、都市でなければ、わりと家が離れているので、あまり問題がなくというところで、都市型・生活環境型という、一見、相当範囲性の問題とも絡んでくるところではあるのですが、そういった事案が非常に多いという、定義が非常に曖昧ですが、そういったところを定性的な言葉で表現しているというものでございます。また、そういったところですから、本人申請、代理人の弁護士に依頼せずというところも、絡んでくる要素があるのかなと個人的には思っているところでございます。

それから、地域性のところに関しては、分析はしておりません。今後の課題のところもあるのかなと思いますけれども、他方、各都道府県の審査会では、件数に非常に各県ばらつきというのはやはり多くて、大都市を抱えていらっしゃるところはわりと多いのですけれども、それ以外のところでは件数が非常に少ないというところなどがございます。

【内海構成員】 ありがとうございます。おそらく近隣関係の問題というのは、既成市街地において問題が起きているのであろうと思われます。このような状況をみれば、これまでの公害あり方とは変化しているとかんがえられます。そういったことを考えると、どこの地域にどのような形で問題が起きているのかというようなことが重要で、更に今後、都市のあり方によって公害のあり方も変化することが考えられます。そのようなことを把握する意味で、また、相当範囲などを検討する上でも非常に重要になってくるのではないかなと考えられます。

【川淵事務局長】 騒音とか振動、悪臭がわりと小規模な地域で、お隣同士で起きるというようなことが最近の、都道府県も含めてですが、係属している事件での特徴なのですけれども、これもきっちり分析したわけじゃなくて、これもざっと都道府県にどんな事件が係っているかな、ということなどからの印象ですけれども、例えば騒音というと、都市部であるとお隣同士とか、あるいは近くのコンビニだとか、あるいは色々マンションの建設工事だとか解体工事だとか、そういったものが起きるのですけれども、地方、農村部などでも実はそういう申請というのもちらほら出ておりまして、例えばビニールハウスを暖める、そういったことの騒音ですとか、そういったこともちらほら挙がってきております。地方で係っている事件などを見るとそういうものもありますので、今のいただいた御指摘

も参考にして、分析を試みてみることもいいのかなと思っております。

【城戸総務課長】 ちょっと補足で、それに関連してでございますけれども、公害苦情相談の処理件数のところで私ども公表しているのですが、そこでは苦情の発生のところの地域に関しましてはそういった土地の区分でとってはいるので、私も記者発表のときにその辺のところのデータを色々見たのですが、あまりきれいに、こういった地域だからこういうのが増えているとか、そのようなところが出なくて。逆に皆さん、例えば関心がある方はわりとそういう角度から、こういう地域だから、あるいは工場が移転して、そういったところにマンションが建つとか何かそういうところとか、聞かれそうなところに関して私ども仮定を置いて分析がいま一歩うまくいっていません。詳細な分析をしていかないと、なかなかそこに関して効果的な傾向のところは出せないかなと悩んでいるところでございます。またお知恵も拝借して、分析してみたいと思っております。

【礒野構成員】 質問なのか意見なのかよくわからないというところですけれども、こう いう騒音とか悪臭とかいう小規模なものが増えてきたというよりも、それが割合として多 くなってきたということと思うのです。幾つか原因があるのかどうかということをちょっ と伺いたかったのです。1つは、例えば今おっしゃったように、工場の跡地がマンション になっていくというような事件がありますね。そうすると、近隣被害的もあるのですけれ ども、例えば土壌汚染の問題は大変見えにくいですよね。工場による土壌汚染問題がもし かするとあるけれども、紛争処理としては係ってきにくい。このような問題に問題が転換 してきた部分がある。つまり、著しい健康被害みたいなものという、今までのような産業 構造で発生してきた公害、コンビナートとかそういう被害というのは、産業構造も転換し てきますし、減ってきている。どちらかというと消費社会に対応したような事案というも のがみえやすく、増えてきていると。そうすると、積み残されたものというのは実は隠れ た形で存在はしているけれども、ここの場に出てくるようなものとしてはなかなか発生し にくくなっているということがあるのでしょうか。もう一つ、インターネットが増えれば 増えるほど、相談が増えれば増えるほど、どちらかというと近隣被害のようなものが増え てくるのではないかと。今でも、例えば被害者が10人とか20人以上で紛争となっていると ころは幾らもあるのです。しかし、それらの人々がまとまって何かをしようというときに、 いまだに裁判か交渉かと、こういう形に分かれているような感じがしているのです。相変 わらず弁護士が、あるいは、そういうことに対してどうにかしてほしいと思っている人た ちが公調委なり地方の審査会なりを利用したらいいという積極的なイメージを持っている

場合にはそこに申し立てることもあるのですけれども、そうでないと、結局、裁判には踏 み切れないし、みんな尻込みすると。市町村に苦情等を申し立てるときに、その人たち、 運動している人たちに、どうやって、どういう形で、こういう場がありますよということ を届けられるか。意外と難しいけれども、公調委と市町村とのやりとりをしているだけで うまくいくのだろうかということをちょっと感じます。もしそれに弁護士が関わるとした ら、今度は弁護士にもっと積極的に何か、例えば法テラスなんていう話があるのですけれ ども、意外と法テラスや何かにも来ないみたいなのです。だから話を聞いていると、問題 を抱えている人たちはたくさんいて、色々な行政に訴えるのだけれども、なかなか八方塞 がりになっている。しかも、みんなの総意もとれてこない。リーダーの人もよくよくわか っていない。今そういう状態が各地で、増えているような気がするのです。昔のほうが運 動が盛んだったために、あるところにこうすると、色々なものが出てきたけれども、今そ ういう時代ではないので、そういうところの人たちに届ける手立てというのを、そこをど ううまくやりながら、何となくやれるようにしてあげる、そういう何かネットワーク作り というのがうまくできないのかなと。特に、何かこれおかしいと思っている人たちは、市 町村に対しても疑いの目を持っているところがあるので。問題を抱えている人がいなくな ったわけでは決してないというのが、私が地方を歩いている印象です。そこへ声を届ける のをどうしていったらいいのだろうか。みんなでいい社会をつくるために、紛争処理制度 をどう利用していくのかと、そういう観点でもうちょっと悩んでいる人々に直接伝えられ ないのかなというのが、意見なのか、お伺いなのかということがよくわからないのですけ れども、日頃感じているところです。ごめんなさい。長くなって申し訳ありません。

【松田構成員】 今のことに関連して、私も先ほど市、県、国の連携が大事だと思うと申し上げましたが、今おっしゃられたように、困ったときに市に行く方が必ずいるとは限りません。そういう意味で全部ではないのですけれども、やはり困った方の多くは市に行くことが多いということ、それから、例えば市議会議員などを通じて行くことが多いものですから、インターネットでなければ第一次的な窓口は市町村になると思います。市に行った場合にどう処理するかというのは各自治体の処理の仕方、仕組みによって全然違いますので、これが公害問題ないし公害問題類似だと市の担当者が把握できればそういう部署に行きますけれども、そう判断できなければ行かないというようなところもあって、やはり制度の周知を図る、国からいきなり市町村に周知させるのはなかなか難しいので、県と一緒に周知徹底させていくというのが非常に重要ではないかなと思います。以上です。

【丸岡構成員】 今御意見が出ているところに関して言うと、広報、周知という立場から すると、例えば悪臭だとか騒音だとか振動だとかで困った人という人がどういう行動をと るかというところから考えていかなければいけないということだと思います。というのは、 この公害等調整委員会や都道府県、市区町村含めた国全体の関連制度全体というのを国民 全体に周知徹底するのは、あまりに無謀です。必要になった人が必要なところに行けるよ うにすればいいと考えると、先ほど数字も見せていただきましたけれども、必要になった 人が初動、何をするかというと、多くの場合、インターネットを検索します。それなら、 インターネットを検索したときに、こういう場合はここへ行ったらいいよ、こういう場合 にはこういう仕組みがあるよというのが、検索画面の一番上あるいは上位のほうに掲載、 掲出されるような状態をつくればよいということになります。ただ、困った人がネットに 当たる、検索するというのも今私は想定で言っていますので、本当にそうしていらっしゃ るのかどうかというのは確かめたほうがいいとは思います。例えば「悪臭」「苦情」とか「騒 音」「苦情」というのを今、私のグーグルで検索すると、結構広告が一番上に来たり、悪臭 の場合でいうと、公害等調整委員会事務局が編集した「悪臭に関わる苦情への対応」PD F47ページというのが出てきてしまう。困っていらっしゃる方はお読みになるとは思うの ですけれども、おそらくこの段階で必要なのは、こういう場合にはここ、こういう場合に はここ、あるいはこういうときにはこういう制度があるよというような概略の表なり概略 のページでしょう。そして、更にその先にこういうレポート、報告書が必要な方はそこに 行けるというように組み立てる必要があるのではないのかなと思います。ということで、 今御議論が出ていたようなことに関して私が言えるとすると、初動あるいは初期の段階で 困った人というのがどういう行動をされているのかというのを調べて、その段階でその方 たちにやってほしいことをうまくガイドする簡便な情報というのがネットで出るようにす るというところを考えるのがいいのではないかと思います。

それから、それ以外のところでちょっと気になっているところを2点ほど申し上げますと、一つは資料4-2に政策評価の枠組みが書かれているんですけれども、目標値というのが入っているところが裁定事件の平均処理期間というところだけで、ほかが横棒になっています。これは、例えて言えば、陸上選手で速く走りたいと思っている人がいるとすると、速く走ることだけが決まっていて、今年度は何秒ぐらいを切る目標でいくのだ、あるいは何時間を切るようにしたいのだというような意志がないということです。先ほどからのお話を聞いていて、そういうのはなかなか難しい、やみくもに件数が増えればいいって

ものではないというのはよく理解したつもりなのですけれども、目標値を入れるような努力をされるということはないのでしょうか。ここまでは質問です。目標値を入れたほうがいいと考えるとすると、ここからは2点目で意見ですけれども、広報・周知の観点でいうと、最終的には公害等の調整が円滑に、スムーズに行われて国民福祉が向上するというようなところに行き着かなければいけないのですけれども、いきなりそれを、広報の目標、測定指標をそこに持ってくるというのはあまりに乖離がありますので、広報固有の指標、例えば、アウトプットしていく側でいうと、記事の件数、あるいはラジオ番組その他でもいいのですけれども、そういうものの露出の数だとか、あるいは結果側でいうと、国民の側の認知度が何%になったとかいうような、広報活動によって、あるいは周知活動によって直接的に変化しやすい、かつ最終目標にリンクする指標を立てて、目標値をそこに持たれるというのがいいのではないかと思います。この目標値が入っていないというのは、難しいということの表れなんでしょうか。

【川淵事務局長】 政策評価の省庁横断的な体系において、できる限り具体の目標値を置きなさいということになっていますけれども、私どもの施策というのは、他の施策と並びで目標値を設定できるかどうかというのはちょっと首をひねるところが正直あります。ただ、そういうことで、あくまでも一つの参考値として、数字とするとこういうものがありますと、そういう感じのものを掲げている状況になっていますけれども、他方で、先ほど、今、例えば広報でいうと、こういったところが目標としてふさわしいのではないかというのは非常に、なるほどというところがありました。我々がどんなことをやったかのアウトプットよりも、何らかのアウトカム的なところがより本当にうまく伝わっているかどうかを測定するのにはふさわしいのではないかというのは非常になるほどというところがありましたので、また色々お知恵も伺いながら、より適切な測定の仕方、それをまた、測定の結果をフィードバックさせていくというところのお知恵をまたいただければありがたいなと今お聞きしました。

【城戸総務課長】 今の点に追加して補足しますと、中でも色々議論してはいるのですけれども、丸岡先生御指摘のそういった点は私どもも感じております。その中で、私ども、先ほど御説明しました資料のところには、数値的なものも含めて、なるべく私どもの色々やっていることに関して数値なり何なりということで御説明して、御意見を伺っていく中で、その中で目標値のような形で色々いいものが見つかれば、こちらのほうに掲げていくということになるのかなと思っていたところでございます。私どもとしましては、色々な

ものを検討しても、なかなか難しいと。特に広報のところでは、私ども、実は今回たまた ま政府広報オンラインのところで、2月に全国ネットのラジオ番組1本回ってきまして、 非常にありがたかったのですけれども、私どもの単独で広報の予算が何かあるかというと、 全くないようなところで、何かの目標を置いてということができるかというと、これはま たそこは難しいところでもあり、悩みのところでもあるというような要素もございます。

【川淵事務局長】 ただいまいただきました御指摘、特に公害という切り口あるいは公害 類似の切り口で、本当に困っていて、何とか解決できないものかという人がいるとして、 その人たちに私ども、私どもだけでなくて、自治体も含めてですけれども、こういうふう な店構えでやっていますよというのをどういうふうにお伝えするかということですが、そ こがすごく大事だなというか、本当に困っている人がいるのだったら、その人たちの助け にならないといけないだろうなというところは正に問題意識としては持っているところで すが、そこをどうやるかというところが正に難しい、色々資源も限られている中でという ことで、今日御紹介した、例えば政府広報、ラジオ番組でこういうことをやりましたとか、 あるいは野中委員にもお願いして弁護士会の雑誌に寄稿していただきましたとか、色々な チャンネルを通じて、できるだけ実際に困っている人に届くようにということのつもりで す。あるいは、法テラスを訪問して、公害ということでお困りの人がいる場合はぜひ私ど もの仕組みを紹介してほしいとか、あるいは、同じ総務省になりますけれども、行政相談 という仕組みがありますが、これは行政に不満があるとか、困っていることについて行政 に解決してほしいとかいう相談が持ち込まれるわけですけれども、そこで公害の話が持ち 込まれたときは、公害紛争処理の仕組みはこうだから、そちらを紹介するようにぜひお願 いしたいということも連携してやっているところでございます。しかも、そういうのはあ まりお金のかからない取組でありますので、そこは手分けしてやっているところでありま す。実際それがどのくらい功を奏しているかは、また色々御意見、御批判もあるかと思い ますけれども、目指す方向は今いただいた御意見と同じ方向だと思っておりますので、こ んなことをやったらいいのではないのか、ここはこうしたらいいとか、そういったところ はぜひ、今日の場に限らず、引き続き御指導いただければと思っております。

【北村構成員】 北村でございます。ここにいらっしゃる弁護士の先生あるいは法曹、法科大学院関係者はよく知っていることでございますが、昨年、30年度、司法試験の環境法の問題に公害紛争処理法が初めて出題されました。私が考査委員をやっていたときはなかなか出せなかったのでありますけれども、後輩が出してくれて、確実に環境法の受験者は

約400名ほど毎年おりますので、また選択科目が辛うじて生き延びたというふうになって おりまして、法科大学院で勉強している子たちには確実に意識させるようなことができて、 これは委員会とは全く関係のない話でありますけれども、良かったかなと思っているのが 情報提供でございます。

先ほど来、議論になっているKPIをどう作るかというのは難しい問題だと私も認識しております。つらつら公害紛争処理法を見ますと、公害紛争処理という題名にはなっているものの、1条では適切な解決を図るとなっているところです。ここの違いはやはり重く私どもも受けとめるべきであろうかと考えておるところであります。となりますと、やはり重視すべきは利用者の満足度であることは疑うべくもない点です。これは、公調委の場合は国の機関でありますから、国のところしか追いかけることができないわけでありますが、しかしながら、数が少ないはずでありますから、やろうと思ったらできないはずはないということで、そこをどういうふうにカウントしていくか。満足度が低ければなかなかつらいものがありますので、こういうのはポイントとしては出しにくいということは重々承知しておるところではありますが、究極の解決、適切な解決を図るというものに鑑みれば、考えてみるべきではないかというのが感想であります。公調委から打切りとか棄却とかなってしまえば事件としてはなくなってはしまいますが、苦情をお持ちであった方はずっとおいでになられるわけでありますので、その方々に対してどう言うのかというのは大きな点かなと思います。

もう一つ、広報の場合は、やはりリターンが大きいという、いわゆる成功例、こうであったということの広報も必要ではないかと思います。誰も合格率2%の試験は受けないですね、普通の人なら。だから、私も宝くじ当たるかもしれないと、そういうことでもあれば、やはり来てくださるということはあるのかなと思います。

最後に、これは委員長がおっしゃった、本人申請のまま続いて苦慮されているというのは誠にそうであり、主張立証が不十分なために大幅な釈明が必要であるということも書いてございます。たまたまこれ、裁定が多いのでそうなのかもしれませんが、調停の場合ですと、別に民訴のルールに従えと書いているわけではないのでありまして、そこのあたりをどれぐらいの形でやるのか。申立人は、私のこの申請がどういうルールに従って処理されていくのかということは当然十分におわかりではないわけですよね。そこにいきなり民訴の証明ルールを持ってきて、これでいけと言うと、だまし討ちになるわけでありまして、そのあたりも、色々準用する規定があったりはしますけど、民訴のルールどんぴしゃやれ

とは書いていないところについて、さはさりながら、嘱託で来たりすると裁判所に返しますので、そこで持たないとなかなか意味がないということももちろんございますが、調停の場合はそうでも必ずしもないだろうという気も私はしてございまして、そのあたりのルール、どういうルールで自分の申請が裁かれるといいますか、運用されていくのだろうかということについて、これは申立人にまずはお知らせするべきでありましょうし、弁護士の方にもこれはお伝えしなければ、共通のものにのっとって事が進まないという非常に不幸な状態になっているような気が、外から見ていて思います。これは審査会、法テラス等で具体的に実務をなさっている先生方の御印象も、この際、かないますれば伺いたいなと思っているところであります。

【川淵事務局長】 直接の答えにはなっていませんけれども、私どもの裁定手続の特徴は、 職権で調停に移行することができるということがあって、実は昨年の6月に公表しました 年次報告の中では、あまり淡々と、前年度こんなことがありましたということだけではち ょっと読み物としてもつまらないですし、少し我々の特徴的な機能をPRしたいなという ことがあって、年次報告に公害紛争処理における調停機能の活用というのを書かせてもら いました。そこで、1つは我々の歴史の中で非常に大きな事件であった豊島の調停事件の 話を紹介したのと、それから、低周波音の事件などで、裁定で持ってくるけれども、両者 の主張を聞いて、折り合うことができそうだなということになると、では、調停というこ とにしましょうということで、職権調停という形で、損害、お金を、あなたに責任がある からこれだけ払えということではなくて、例えば室外機をこっちのほうに移したらお互い 満足、納得ということになるのではないですかと、そういう解決もしていますよというこ とで紹介させてもらいました。単に年次報告に書くだけではなくて、それをもう少しわか りやすい形で広報に使っていく、そういうことも必要かと思いますので、そこはより工夫 していければと思います。今お配りしているところですけれども。こういうところをメデ ィアのほうにも宣伝して、少し書いてもらえないかなということでわざわざ環境省の記者 クラブで記者レクをやったのですけれども、残念ながら、一部専門誌ではちょっと書いて もらったのですけれども、あまり大幅に取り上げてもらえるということにはならなかった のですが、そういう努力は続けたいと思います。これをもう少しうまく編集すると、こう いう解決に、なるほど、できるのだなというイメージが伝わるかという感じをすごく今持 ちました。

【荒井委員長】 今、局長のほうから説明があったように、この制度でうまく、成功例と

先ほど北村先生も言われましたけれども、その代表的なものは、こういう職権調停で、本来、申請をしてきているのは裁定の損害賠償でありますけれども、それよりももっと抜本的な解決を与えられますよということで調停にして、問題の室外機を遠くのほうに移設するというような形で、そのほうがはるかにいい解決を与えられる、そういうことを努力してやっているところで、そういうことを色々な機会に紹介するということは、今アドバイスいただいて、確かにそういうことを考えなければいけないなと思ったところであります。あと、本人申請が多いと、苦慮しているということを先ほど私も申し上げたわけですが、私どもも民訴のルールを適用してガチガチにやろうなんて全く思っていなくて、なるべく思っているところを酌み取って、適切な解決を与えようということで、柔軟にそこはやっているつもりでありますけれども、なかなかうまくいかない状況が結構あるのです。そういうときに、どこまでうちの手続で、うちは職権調査ということも持っているわけですけれども、そういう案件にどこまでそういうことを使ったらいいのかということはちょっと

苦慮するところがあるというところがあります。そこら辺は、公害審査会、静岡県でそう

いう案件というのはございませんでしょうか。

【松田構成員】 私が就任してから1件経験しておりまして、基本的には調停なものですから、審査会とは違って、証明責任を厳格に問うということはしておりません。しかし、ご本人から聞き出して、こういうことなのか、ああいうことなのかというのが分かりにくいこともあり、なかなか大変な点はあります。地方の審査会でも同じですが、良い点は、法律家と技術者が一緒に対応することによって、どういう聞き取りをしたらいいかというのが見えてくるので、そこが純粋な司法機関と異なるところだと思います。司法機関でも今は色々な制度が整っておりますが、同等の立場で調停委員として関与している法律専門職と技術職の方が知恵を出し合うことによって、真実の発見や当事者の主張内容の確定というものが、やりやすくなっていると思っております。やはりそうしてもなかなか酌み取りにくいというのがある場合もありますが、そこはこの制度の問題ではないと思いますから、そこは仕方がないのかなと思っております。

【荒井委員長】 今言われた点は、委員会のほうも、調停にせよ、裁定にせよ、委員は3 人で構成しているわけですけれども、その中に法律をやった人も、裁判官や弁護士の人が 入ったり、それから医師がいたり、それから科学系の技術者がいたり、それから行政のプロがいたりと、色々なメンバーで3人を構成しておりますので、そういう意味では、私、 裁判官をやっていましたけれども、裁判所よりももっと多角的な視点で物を見られてはい るのだろうなと思っているところではありますし、委員会の前に事務局で審査官室が色々と事前の調査等をするわけですけれども、そこにも裁判所から来ている裁判官の出身者もいれば行政官もいるという形で、見る視点というのはかなり多角的に見られている、そこはここの利点ではないかなと思っているところでございます。そういう形で視点を広げて、なるべく困っている人の言わんとするところを酌み取ろうと思ってやっているところではありますが、なかなか、それにどこまで対応したらいいのかというようなところも現実問題としては結構あるのだなということを感じているところでございます。

【野中委員】 委員の野中です。今、委員長のお話をちょっと補うような形かなと思うのですけれども、私は弁護士として委員になりましたので、いわゆる訴訟案件とここでの取組の違いというのを非常に感じている者ですけれども、そんなに民事訴訟法が重要視されているということは全くなくて、行政サービスという観点からなわけですけれども、こんなに丁寧に時間をかけて進めるということに関しては、委員になって大変驚きを感じているところです。ですから、本人申請で苦慮しているというところはそういうレベルでは少しない部分もあるかなということと、それから、あと、申請する案件が裁定の事件か調停かということによってもまた違ってくるかなと思うのです。最初から調停として申請されればより一層緩く対応できるのですけれども、責任裁定という形で申請されますと、やはりちょっとはルールにのらなくてはいけないということがありますので、そういったところを少し補足させていただきます。

【山﨑委員】 よろしいですか。双方、申請人も被申請人も本人で、これ、室外機を近隣のところにつけていた騒音事件で、実はなかなか難しかったのですけれども、被申請人のほうがその位置から離れたところに移設するということで調停が成立したのです。その費用を被申請人が負担して、その費用を申請人のほうで払うと、幾らか分担するという内容の調停で、このような形で成立した事例もあります。

【北村構成員】 そういうふうに経済学でコースの定理が当てはまるような事例というのは非常に珍しく思いまして、勉強になりました。

【吉村委員】 それじゃ、さっき内海委員が市街化計画等々のことでも問題になるんのではないかということで、ちょっと関連して、今困っているというか、事件の御紹介をさせていただきたいのですが、引っ越すときは大変閑静な土地に引っ越したつもりだったのに、後からコンビニができたり、それから色々マーケットができたり、コンビニができることによって人が集まりまして、若い人たちがたむろするようになって、それが、閑静な住宅

に引っ越したつもりがうるさくなって非常に精神的な負担を感じるというような案件がありまして、当然、将来は市街化区域で住宅が建て込んでくるであろうというところが予測されるにもかかわらず、申請者は当初の閑静な環境を求めるというところで、そういうときにはどの辺に持っていっていいのかというようなことが、非常に難しいという案件も出てきておりますので、やはりさっきの御意見、その調査をしていただきたいと思います。

【川淵事務局長】 大変幅広く御意見をいただきましたけれども、実はもう一つのテーマが残っておりますので、申し訳ないですが、そちらに移りたいと思います。土地利用の調整について、御説明し、また御意見等いただければと思います。よろしくお願いいたします。

【城戸総務課長】 先ほどの資料2-1の続きの部分からでございます。13ページを開いていただければと思います。鉱区禁止地域指定請求・不服裁定事件の処理状況でございます。鉱区禁止地域指定請求の申請につきましては、平成22年度以降は申請がございません。申請があれば適正に対処していきたいと思っております。鉱業等に係る行政処分に対する不服の裁定事件の受付・係属・終結件数でございます。平成30年度は、昨年度から係属している4件に加え、新たに1件を受け付けております。また、総務省の広報誌にこういったものの制度に関する紹介を1ページもらって掲載し、広告しているところでございます。次の14ページでございます。意見照会への回答事案のところでございますけれども、土地収用法に基づく国土交通大臣からの意見照会への回答事案等については、2件新規受付を行って、係属が27件となっております。そのうち25件が平成30年度中に処理してございます。意見照会につきましては、ダムの事業認定に関する事案が多数係属しておりまして、今年度22件でございましたけれども、うち21件が終結してございます。また、平成20年以来10年ぶりに、経済産業局長による採石権存続期間更新決定に関する承認申請事件、これを1件受け付けております。今後も受け付け次第、適正に手続を実施していきたいと思っております。

次のページにまとめて、土地利用調整関係の最近の動きとしております。国土交通大臣からの意見照会への回答につきましては、その内容をホームページに掲載してございます。また、『判例地方自治』という雑誌がございますけれども、そういったところに不服裁定事件の裁定書や解説の提供、これは4月号に掲載予定でございますけれども、こういったものも提供し、周知に努めているところでございます。また、そういった裁定の趣旨を踏まえた処分がなされるように、採石法に係る不服裁定の裁定書のポイントを、同法を所管し

ております資源エネルギー庁に伝えて、処分庁への周知を依頼しておりますし、また、当 該省庁が行う採石法担当者研修に公調委の職員を講師として派遣する予定でございます。

下には鉱業等に係る行政処分に対する不服の裁定に関して、山形県の事件の概要を掲載しております。

以上でございます。

また、資料4のほうでございますけれども、先ほどの公害紛争処理のところ同様、こちらに関しても、細かい具体的なところでは表4-2の下のところに土地利用の調整というところで、鉱業、採石業又は砂利採取業と一般公益又は他産業との調整を図るとしておりますし、(2)としましては公正かつ中立な立場から土地利用に関する行政庁の適正な処分の確保を図ると、いずれも前年度同様の目標に関して掲げているところでございます。

以上、簡単ですが、御説明いたしました。

【川淵事務局長】 どなたからでも、御意見、御質問等あれば、お願いいたします。

【北村構成員】 恐れ入ります。確認なのですが、資料2-1、15ページの山形県の事案で、これは確認方、教えてくださいませ。ここでは申請の概要が拒否処分を行ったということで、これは拒否処分に対する最初の申請は取消裁決を求めたということでしょうかね。この最初の申請は、御判断がなされたのですが、再度申請を行い、不認可処分を実施とありますので、どっちが係ったのか。

【荒井委員長】 これは最初がいわば手続的な問題で門前払いを処分庁がした、それの取消しの不服裁定だったのですけれども、手続的な問題をクリアするような、申請に必要な書類を申請人が整えて再申請するように、こちらからも、そうしてはどうですかということを申し上げたのですけれども、それをしたものですから、そちらを処分庁は受理しまして、却下せずに、実体判断に入ったのです。ですから、前の申請はもう意味がなくなりましたので、そちらを却下した。

【北村構成員】 了解です。

【荒井委員長】 門前払いしたほうはもう意味がなくなりましたので、結局、申請人としては実体判断を求めて取消申請していましたので、そちらはもう実体判断が出た以上は必要ないということで却下して、今は実体判断のほうについての取消しの不服裁定が出ていますので、そちらの審査を今しているということでございます。

【北村構成員】 はい、わかりました。

【内海構成員】 土地利用の調整に関しましてはかなり対象とするものが限定されている

ので、その傾向というのは一定であろうかと思うのですけれども、その中でも、近年少し傾向の異なるものであったり、手続の中で処理が異なったものとか、そういったものはあるのでしょうか。それから、通常の同じような対象に同じような手続で同じような結果が得られているということと理解しておいてよろしいでしょうか。

【川淵事務局長】 件数自体あまり出ていないので、一定の傾向というのはなかなか申し上げにくいのですが、今係属している事件について言いますと、山形県のこの採石について県のほうが不認可ということで、これは地元が水の環境、地下水などの環境を保持したい、保全したいと。それに対して採石業者はそれを損なうような事業を行っている、あるいは行うおそれがあるのではないかということで、地元が結構、自然保護的な観点で盛り上がっておりまして、そういうのを背景にして処分庁のほうは認めないという処分をしたと。

それからもう一つ、三重県の事件が係っておりますけれども、こちらは漁業者が漁業に対して影響が出るということを言っておりまして、そういった地元の状況を背景にして、こちらも処分庁のほうが不認可の処分を行っているということで、結構、そういう環境保護あるいは環境が破壊されることによる農林、漁業への被害、そういったことを背景とした処分、それに対する業者の不服という形になっております。

【松田委員】 土地利用のほうの話は公害紛争処理よりもっと知られていませんで、一般には、鉱業権者とか、あるいは砂利採取業で拒否処分があったような場合は、ここに不服を申し出ることができますよというのを案内しますから、来ますからいいのですけれども、そういう砂利採取が認められた場合に、関連して、先ほど三重でありましたような漁業権者とか、あるいは農業とか関連事業とか、それから地域住民の一般公益とか、そういうことが問題になるわけですけれども、宣伝されませんので、よくわからないまま進んでしまうというのがあるわけです。ヨーロッパの土地開発や何かの関係の行政裁判所の事例などを見ますと、そういう一般公益側からの不服の申立てとか訴訟の例が多くて、日本の場合は、事業者側だけじゃなくて、一般公益や関連の利益サイドからの問題提起がもっとなされるようによく宣伝しないといけないなということで、ここにちょっとございますようなパンフレットを色々出させていただこうと思います。

【内海構成員】 ありがとうございます。

【川淵事務局長】 ほかにどなたか御意見等。

【丸岡構成員】 ちょっと全般的に。全般的にというのは公害紛争処理のほうも土地利用

のほうもという意味ですけれども、今日お話を伺って感じたことが、二つあります。一つは、広報というと、何か色々やらないといけない、あるいは予算がないのだからやりようがないということになることが多いですが、今松田委員からお話がありましたようなパンフレットですとか、あるいは城戸課長が出演されたラジオ番組の書き起こしとか、野中委員の論文ですとか、あるいは年次報告に出ている豊島の例とか、いい素材は既にたくさんある。実態はわかりませんけれども、報告書がそんなに世の中で出回っているとも思えません。パンフレットも配られたけれども忘れられているのではないかと思います。宝の持ち腐れというか、非常にもったいないので、こういういいものができたら繰り返し利用することがよいと思います。インターネットはそういうことにとても向いていますから、そういうことを考えるのが、効率的に、効果的に広報をやるという点では有用ではないかと思います。特に城戸課長のラジオの書き起こしは、多分一番最初に騒音を感じた人、悪臭を感じた人、あるいは公害じゃないかと思った人が見るには最適の素材じゃないかと思いますので、こういうものを早く多くの人の、もちろん権利処理というのは必要なんですけれども、目に触れるようにするといいのではないかと思いました。

それから、もう一つ感じましたのは、委員の皆様方から色々御質問、御質問に対する答えをお聞きしますと、それぞれ、今こういうものが増えているから今後はこうしなきゃいけないという種類のお話しが多いことです。松田委員のお話でいうと、一般の社会、市民の人たちからの申出というようなものがもっとヨーロッパのように起こるようにしたい、しなければいけない、あるいはするのがよいのではないかというようなことです。公害のほうもそうですし、土地利用のほうもそうなのですが、こういうことが起きているからこういうものを増やさなきゃいけない、あるいはこういうものはもう減ってもいいのだというような将来への思いのところを目標値だとか指標だとかというのに組み込んでいくとよいと思います。全体的には件数がこうだというような基盤のところの推移と、この3年間あるいはこの1年間はこういうものを増やそうと思った、こういうものを知ってもらおうと思ったというような目標との組合せで、中期・短期というか、長期・短期というか、この委員会が目指しているところがよりよく多くの人に伝わるのではないかなと思いました。感想です。

【北村構成員】 最後に失礼いたします。市町村の窓口の体制というのも私ども十分に存じ上げていないので、市町村といっても非常に多様で、研修会等を実施なさっているというときに、これは都道府県の方が実施していただいているわけなのですけれども、やはり

管内全ての市町村からお一人参加なさっているのかどうか。小さくなってくると、おそらく公害担当なんているわけがなくて、直感的に総務課のどなたかがせいぜい来ているぐらいということになってまいりますと、事務の処理という形で、市町村一律主義には書いてございますが、そこをどう考えていくのかというのも結構長期的には重要な点であろうかと思います。事務の共同処理をするような地方自治法上の案件なのかどうかということもないわけではないのですけれども、ただ、全ての市町村に背負えと、こういうふうにやっているリアリティーが、ますますこういう社会になってくると、なくなってくるのではないか。そういう意味では、この制度が当初、昭和40年代にできたときと現在とでは行政体制が随分と変わってくるということを踏まえた、公調委は自治体に対して一応指導権限がありますので、そこらあたりはどういう御認識であられるのかをちょっとお聞かせいただければと思います。

【城戸総務課長】 各、特に市町村のほうの体制に関しては様々な状況でございます。大体、公害苦情相談につきましては環境の部局の色々な担当がございます。廃棄物処理とか色々なものを一括して扱っておりまして、そこのところで公害苦情相談の担当者がいるということでございます。先ほど話に出ました都道府県がやります研修、これは特に新任の公害苦情相談の担当の方にしたり、あるいは若手でという方に対する研修が多いのですが、それでもやはりなかなか業務を外せないとか、その県のそこの会場まで離れた市町村の方はなかなか参加できないとか、色々なことがあって、網羅的にというところでできているところはございません。やはりある程度限られた方が集まっているという状況でございます。私ども、公害苦情調査のところでは、公害苦情相談員、これはもう必置ではございません。ただ、その数、兼任も含めてとっておりますけれども、なだらかに全体として減少していっているところというのが実情でございます。そういったように、各市町村のところではなかなか、私どもも業務のやりとりを色々なところでしておりまして、特に小さいレベルの地方自治体になればなるほど、そのあたりは脆弱なのかなというところは心配しているところでございます。

【荒井委員長】 体制の関係では、毎年6月に全国の公害審査会の会長さんたちに集まっていただいて、情報交換、中央の委員会からの情報発信もありますし、各県単位の公害審査会でこんな取組をしているということの御紹介をいただいたりして、それを全国に共通認識にしてフィードバックしたいと思っているわけですが、そういう中で、非常に熱心な公害審査会では、市町村の担当者を集めた研修会をやって、こんなに成果がありますよと

いう紹介もしていただいているところで、そういうことができるところと、体制の問題は 確かにありますけれども、少しずつそういう情報をフィードバックしながら体制を整えて いきたいなと思っているところでございます。

【川淵事務局長】 よろしゅうございましょうか。それでは、お時間もございますので、 意見交換はここまでといたしたいと存じます。本日いただいた御意見等を踏まえ、引き続き公害等調整委員会の業務を着実に推進してまいりたいと思います。今後とも事務局から 色々御連絡あるいは御相談、御指導等いただくこともあるかと思います。何とぞ御協力い ただければと思います。こういった私どもから色々発信したり公表したりするもの、情報 として先生方にもお届けするようにしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。 本日はこれにて閉会とさせていただきます。長時間ありがとうございました。

以上